

## 環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

施策名		達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果
1 地球規模の環境の保全	(1) 地球温暖化対策	2008年から2012年の温室効果ガスを基準年(1990年、代替フロン等3ガスについては1995年)比6%削減(京都議定書の削減約束)する。	温室効果ガスの総排出量 (百万トン(CO <sub>2</sub> 換算))	1,331 (H14年度)	1,159 (2008年~2012年)	・温室効果ガスの排出量は、2002年度で基準年比7.6%増加しており、我が国が京都議定書の6%削減約束を達成するには、基準年総排出量の約14%分の削減が必要。	現在、中央環境審議会において、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの審議を進めており、今後、これを踏まえて政策評価を行う。 ・平成16年1月から大綱の評価の審議を開始し、平成15年度中に4回開催。
		(下位目標1) 2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を1990年比で総排出量の2%相当分削減する。	エネルギー起源二酸化炭素排出量 (百万トン(CO <sub>2</sub> 換算))	1,174 (H14年度)	1,023 (2008年~2012年)		
		(下位目標2) 2008年から2012年の非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を1990年度比で総排出量の0.5%相当分削減する。	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量 (百万トン(CO <sub>2</sub> 換算))	128 (H14年度)	131 (2008年~2012年)		
		(下位目標3) 2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を1995年度比で総排出量の2%相当分程度の増加に抑制する。	代替フロン等3ガスの排出量 (百万トン(CO <sub>2</sub> 換算))	283 (H14年度)	73 (2008年~2012年)		
		(下位目標4) 2005年以内に全都道府県に都道府県地球温暖化防止活動推進センターを設置する。	都道府県地球温暖化防止活動推進センターの設置数	22 (H15年度)	47 (2005年)		
		(下位目標5) 2005年以内に地球温暖化防止活動推進員の登録者数を4,000名程度とする。	地球温暖化防止推進員登録者数 (名)	3,018 (H15年度)	4,000 (2005年)		
		(下位目標6) 我が国における京都メカニズム(CDM・JI・排出量取引)活用のための体制整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速する。	-	-	-		
		(下位目標7) 京都議定書の削減約束達成に向けて、関係各国との情報交換を密に行い、国際協力及び経験交流に努める。	-	-	-		
	(下位目標8) 京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、地球温暖化対策推進大綱に記載されている目標である3.9%を確保する。	温室効果ガスの吸収量 (万トンC)	(未測定)	1,300 (2008年~2012年)			
	(2) オゾン層保護対策	オゾン層の状況等の監視を行うとともにオゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図る。	(参考指標)南極のオゾンホール の面積(万km <sup>2</sup> )	2,868 (H15年度)	-	・フロン回収破壊法の周知・徹底を引き続き推進。 ・我が国の大気中におけるクロロフルオロカーボン(CFC)濃度はほぼ横這い又は減少。 ・ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)及びハロンの大気中濃度は増加の傾向。 ・我が国、特に札幌上空のオゾンは依然として減少傾向。 ・オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策は有効。 ・CFC等のオゾン層破壊物質については大気中濃度が低下している。一方、オゾン全量の減少は継続しており、HCFCやハロンの大気中濃度は増加傾向にある。 ・フロン回収破壊法の施行により、フロン類の回収が進展したものの、未回収となっているフロン類も相当であると推定されることから、法の一層の徹底等が課題。	
		(下位目標1) オゾン層等の状況を把握し、その結果を取りまとめ、広く情報発信する。	-	-	-		
		(下位目標2) オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化を進める。	H C F C (ハイドロクロロカーボン)消費量(ODPトン)	2,907 (H14年度)	3,615 (H16年度)全廃 (H32年度)		
		(下位目標3) 機器等の廃棄時におけるフロン類の適切な回収・破壊の実施の確保を図る。	(参考指標)P R T Rによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPトン)	13,778 (H14年度)	-		
		(下位目標4) モントリオール議定書遵守のため、国際協力を推進する。	(参考指標)フロン回収破壊法に基づくフロン類回収量 業務用冷凍空調機器(トン) カーエアコン(トン)	1,958 (H15年) 389 (半年分)	-		
		(下位目標5) -	-	-	-		

施策名		達成すべき目標 (下位目標)		指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果	
1 地球規模の環境の保全	(3) 酸性雨対策	東アジア地域を中心に、国際的な連携の下でのモニタリング、調査研究等の国際協力を進め、酸性雨による環境影響を防止する。		-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EANET 活動の推進と基盤強化。</li> <li>・長期モニタリング計画に基づく国内モニタリングの着実な実施。</li> <li>・EANET の技術的能力向上のための国際協力を促進。</li> <li>・東アジア地域における酸性雨対策に向けた調査研究を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる酸性雨による環境影響を防止するため、EANET の活動の推進等が課題。</li> </ul>	
		(下位目標1)	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の活動を推進する。	EANET モニタリング (酸性沈着)地点数	44 (H15年度)	-			
		(下位目標2)	酸性雨による環境影響を把握するための国内モニタリングによるデータを取得する。	(参考指標) 国内酸性雨モニタリング地点数	31 (H15年度)	-			
		(下位目標3)	酸性雨に関する国際協力を推進する。	EANET 分析精度管理目標達成率(%)	86.2 (H14年度)	100			
	(4) 海洋環境の保全	国際的な連携の下で、油や有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進するとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備を図る。		-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未査定液体物質の審査、廃棄物規制の強化、緊急時対応のための地方自治体職員等への訓練研修等の実施。</li> <li>・ロンドン条約 96 年議定書締結のため、陸上処分体制の確立に向けた検討の実施及び国内法制度の整備の推進。</li> <li>・「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に関し、CEARAC(NOWPAP プロジェクト)の実施を推進する地域活動センターの一つの活動等に積極的に参加。</li> <li>・海洋環境モニタリングの継続の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種の規制措置により、海洋汚染の未然防止が図られてきている。</li> <li>・新たな条約の発効等に伴う規制強化への対応や、継続的な監視、国際協力への貢献等が課題。</li> </ul>	
		(下位目標1)	条約等の規定に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分にかかる規制を推進する。	廃棄物海洋投入処分量(万トン)	384 (H15年)	284 (H19年)			
		(下位目標2)	条約等に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの油、有害液体物質等、廃棄物の排出にかかる規制を推進する。	-	-	-			
		(下位目標3)	油流出事故の発生時における適切な対応体制の整備を推進する。	-	-	-			
(下位目標4)	国連環境計画が推進する北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)に基づく取組を推進する。	-	-	-					
2 大気環境の保全	(1-1) 固定発生源対策	環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。		全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	二酸化いおう	99.8 (H14年度)	100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一酸化炭素については全ての測定局において環境基準を達成。二酸化いおうについてもほとんど全ての測定局で環境基準を達成。</li> <li>・浮遊粒子状物質の環境基準達成率は平成13年度と比較して低下しているが、これは気象条件や黄砂などの要因が考えられる。</li> <li>・二酸化窒素の環境基準達成率は近年比較的高い状況が継続。</li> <li>・光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として低い。</li> <li>・ベンゼンについては平成14年度において、8.3%の地点で環境基準値を超過しているものの、全般的には改善傾向。</li> <li>・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては、すべての地点において環境基準を達成している。</li> <li>・ジクロロメタンでは1地点において環境基準を上回った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準の達成状況からみて、国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行等の取組、及び事業者の自主的な取組は有効に機能。</li> <li>・環境基準達成率が低い浮遊粒子状物質・光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)について、工場等の固定発生源からの規制措置等が課題。</li> </ul>
		(下位目標1)	硫酸酸化物、窒素酸化物、ばいじん、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準の達成率を向上させる。		一酸化炭素	100 (H14年度)	100		
					浮遊粒子状物質	52.5 (H14年度)	100		
					二酸化窒素	99.1 (H14年度)	100		
				光化学オキシダント	0.5 (H14年度)	100			
		(下位目標2)	有害大気汚染物質に係る環境基準等を達成する。	有害大気汚染物質に係る環境基準達成率(%)	ベンゼン	91.7 (H14年度)	100		
					トリクロロエチレン	100 (H14年度)	100		
					テトラクロロエチレン	100 (H14年度)	100		
					ジクロロメタン	99.7 (H14年度)	100		
				有害大気汚染物質に係る指針値達成率(%)	アクリロニトリル	100 (H14年度)	100		
					塩化ビニルモノマー	100 (H14年度)	100		
					水銀	100 (H14年度)	100		
ニッケル化合物	97.1 (H14年度)				100				

施策名		達成すべき目標 (下位目標)		指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果		
2 大気環境の保全	(1-2)	自動車 排出ガス 対策	環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。		全国の測定局における大気汚染に係る環境基準達成率 (%)	二酸化いおう	99.7 (H14 年度)	100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化いおうについてはほぼ全て、一酸化炭素については全ての測定局で環境基準を達成。</li> <li>・浮遊粒子状物質は気象要因等により達成率が低下しているが、年平均値は緩やかな低下傾向。</li> <li>・二酸化窒素については、9割程度で近年横這いの傾向が継続。</li> <li>・光化学オキシダントの達成率は極めて低い水準にとどまる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車排出ガス規制の強化、低公害車の普及促進は有効に機能。</li> <li>・依然として環境基準達成率の低い二酸化窒素・浮遊粒子状物質について、総合的な対策の充実、強化等が課題。</li> </ul>
						一酸化炭素	100 (H14 年度)	100		
						浮遊粒子状物質	49.2 (H14 年度)	100		
	二酸化窒素					95.7 (H14 年度)	100			
	光化学オキシダント					0.5 (H14 年度)	100			
	(下位目標1)	自動車NOx・PM法の対策地域において、二酸化窒素については大気環境基準を平成22年度までにおおむね達成する。浮遊粒子状物質については、平成22年度までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより、大気環境基準をおおむね達成する。	対策地域内の測定局におけるNO <sub>2</sub> 及びSPMに係る環境基準達成率 (%)	二酸化窒素	88.5 (H14 年度)	概ね達成 (H22 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の常時監視測定局の整備が進み、平成14年度末現在、一般環境測定局1,704局、自動車排出ガス測定局430局を設置。</li> <li>・リアルタイムの大気環境データ及び光化学オキシダント注意報をインターネットで一般公開する「大気汚染物質広域監視システム(愛称:そらまめ君)」の整備を平成14年度末までに完了。</li> <li>・微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)について疫学調査や動物実験等を、ディーゼル排気微粒子(DEP)について環境測定を初めとする諸調査を実施。</li> <li>・平成15年度からはさらに微小な粒子(環境ナノ粒子)について、動物実験等の生体影響調査を実施。</li> <li>・有害大気汚染物質の中の優先取組み物質のうち4物質について、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)を設定。</li> </ul>			
	(下位目標2)	低公害車の普及を図る。	低公害車の普及台数(台)	約575万 (H15年9月末)	1,000万 (H22年度までの出来るだけ早期)					
			燃料電池自動車の普及台数(台)	49 (H15年3月現在)	5万台 (H22年度)					
			一般公用車への低公害車の導入率 (%)	73 (H15年度予定)	100 (H16年度)					
	(1-3)	基礎調査・監視測定体制の整備等	今後の大気環境保全施策を進める上で基礎となる監視観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進めることにより、大気汚染に関し人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。		-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PM2.5、DEP、環境ナノ粒子、有害大気汚染物質について、一層の知見の充実が課題。</li> </ul>		
(下位目標1)					大気環境監視体制の整備、データの公表をする。	-	-		-	
(下位目標2)					種々の大気汚染物質に関する科学的知見の充実を図る。	-	-		-	

施策名		達成すべき目標 (下位目標)	指標		実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果
2 大気環境の保全	(2) 大気生活環境対策	環境基準の達成・確保等により、大気環境に関し生活環境を保全する。	-		-	-	・騒音・振動については、長期的に苦情件数が減少。 ・悪臭については、近年苦情件数は増加。 ・ヒートアイランド対策大綱を策定。	・騒音の環境基準における面的評価や臭気指数規制の導入、ヒートアイランド対策大綱の策定等により大気生活環境保全の枠組みが着実に整備。 ・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。
		(下位目標1) 騒音に係る環境基準の達成率を向上させる。	騒音に係る環境基準達成率(%)	一般地域	73.8 (H14年度)	100		
				道路に面する地域	集計中 (H14年度) 評価対象 1,900千戸	100		
			航空機騒音に係る環境基準達成率(%)	測定地点ベース (地方公共団体が測定した結果を集計)	71.4 (H14年度)	100		
			新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率(%)	測定地点ベース (地方公共団体が測定した結果を集計)	39.7 (H14年度)	100		
		(下位目標2) 騒音公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。	(参考指標) 騒音に係る苦情件数		15,461 (H14年度)	-		
		(下位目標3) 振動公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。	(参考指標) 振動に係る苦情件数		2,614 (H14年度)	-		
		(下位目標4) 悪臭公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。	(参考指標) 悪臭に関する苦情件数		23,519 (H14年度)	-		
(参考指標) 臭気指数規制の導入自治体数 (累計/団体)			127 (H15年度)	-				
(下位目標5) ヒートアイランド対策を推進し、ヒートアイランド現象の緩和を目指す。	-		-	-				
(下位目標6) 光害対策に対する各主体の関心・理解を深める。	(参考指標) スターウォッチングネットワーク 参加者数(人)		12,721 (H14年度)	-				